

# 滋賀県水産振興資金貸付要綱

令和5年5月17日制定

令和6年7月1日改定

令和6年10月21日改定

## (目 的)

**第1条** この要綱は漁業者等に対し、施設整備、漁船・漁具の取得改良、経営安定または漁場環境保全のために必要な低利資金の貸し付けを行なうことにより、漁業者等の資本装備の高度化を図り、また漁場環境の保全を図ることにより、その経営の近代化、安定化を促進し、もって水産業の振興に寄与することを目的とする。

## (取扱金融機関)

**第2条** この要綱に基づく資金の貸し付けは、株式会社滋賀銀行（以下「取扱金融機関」という。）を通じて行なう。

2 県は前項の貸し付けのため毎年度予算の範囲内において、取扱金融機関に基金を預託するものとする。基金の預託額、預託期間および預託利率については別に定める。

## (貸し付けを受ける者の資格)

**第3条** 資金の貸し付けを受ける資格を有する者は、次の各号に定める者であつて、過去3年以内に金融機関において取引停止処分を受けた者でないこと。ただし、第4条第4号に掲げる資金の貸し付けにあつては漁業協同組合に限る。また、漁業協同組合連合会については、第4条第5号のみを対象とする。第4条第5号に掲げる資金の貸し付けにあつてはアユの加工販売を行う水産加工業者、アユ養殖を営む者、アユ漁を営む漁業者およびそれらが加入する水産業協同組合に限る。

- (1) 漁業協同組合の組合員（第4条第5号で定めるアユ不漁特別対策資金は、沿湖漁業協同組合および養殖漁業協同組合の組合員に限る。）
- (2) 漁業生産組合員
- (3) 水産加工業協同組合の組合員
- (4) 漁業協同組合（第4条第5号で定めるアユ不漁特別対策資金は、沿湖漁業協同組合および養殖漁業協同組合に限る。）
- (5) 漁業生産組合
- (6) 水産加工業協同組合
- (7) 漁業協同組合連合会

## (貸し付けの対象)

**第4条** 資金の貸し付けの対象は、次の各号に定めるものとする。

- (1) 施設整備資金
  - ア 魚貝類養殖の施設の取得および整備に関する資金
  - イ 真珠養殖の施設の取得および整備に関する資金
  - ウ 水産物加工の施設の取得および整備に関する資金
- (2) 漁船漁具改良取得資金
  - ア 漁船（推進機関を含む。）の取得、改良に関する資金
  - イ 漁具（えり、やなの工作物を含む。）の取得、改良に要する資金
- (3) 経営安定資金
  - ア 魚貝類養殖漁業経営安定のために要する資金
  - イ 真珠養殖漁業経営安定のために要する資金
  - ウ 水産加工業経営安定のために要する資金
- (4) 漁場環境保全対策資金
  - ア 漁場環境保全活動のために要する資金
  - イ 水質汚濁防止施設の取得および整備に関する資金
- (5) アユ不漁特別対策資金
  - ア 経営の安定に資する運転資金

(貸し付けの限度額等)

第5条 資金の貸付限度額、貸付利率、貸付期間、据置期間および償還方法は別表1のとおりとする。

2 同一の貸付者に対する資金の貸付限度額(すべての資金を含めた貸付金の貸付残高の合計額)は別表2のとおりとする。

(利子補給等)

第6条 県は第4条に規定する資金の借入者、取扱金融機関または全国漁業信用基金協会兵庫支所滋賀出張所に対し、予算の範囲内で別に定める利子補給補助金交付要綱または保証料補助金交付要綱により、利子補給補助金または保証料補助金を交付することができる。

(保証)

第7条 資金の貸し付けを受けようとする者は、全国漁業信用基金協会兵庫支所滋賀出張所の保証を付保しなければならない。

(資金の申込)

第8条 資金の貸し付けを受けようとする者は別記様式第1号により、必要な書類を添えて、県に借入申込書を提出するものとする。ただし、災害復旧を目的として資金の貸し付けを受けようとする者は、別に定めるところにより災害認定を受けた後、県に申込書を提出するものとする。

(貸し付けの決定)

第9条 前条の借入申込みがあった場合、県は必要な調査を行い、適当と認めるときは意見を付して取扱金融機関に回付するものとする。

2 取扱金融機関は第1項の規定に基づく回付があったときは、必要な調査を行い、貸し付けの適否およびその内容を決定し、適当と認めるときは、すみやかに貸し付けるものとする。

(転貸の制限)

第10条 資金の貸し付けを受けた者は、この要綱に基づく資金を他人(法人を含む。)に転貸してはならない。

ただし、水産業協同組合が所属組合員に転貸することを知事が特別に認めた場合はこの限りでない。

(報告)

第11条 資金の貸し付けを受けた者は、貸し付け対象となった事項を完了したときは、別記様式第2号により、すみやかに県に報告するものとする。ただし、運転資金には適用しない。

(報告の徴収等)

第12条 知事は必要と認めるときは、資金の運用状況等について調査を行ない、または報告を求め、その結果に基づいて、必要な指示または指導を与えることができる。

(雑則)

第13条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

付 則

この要綱は、令和5年5月17日から施行する。

付 則

この要綱は、令和6年7月1日から施行する。

付 則

この要綱は、令和6年10月21日から施行する。

別表 1

貸付対象		貸付限度額	貸付利率	貸付期間	据置期間	償還方法
施設整備資金	魚介類 養殖施設	対象資金総額の80%以内 最高額 700万円 最低額 100万円	漁業近代 化資金の 利率に準 じて知事 が別に定 める利率 以内	7年以内	1年 以内	割賦償還
	真珠 養殖施設	対象資金総額の80%以内 最高額 500万円 最低額 50万円		7年以内		割賦償還
	水産物 加工施設	対象資金総額の80%以内 最高額 700万円 最低額 100万円		7年以内		割賦償還
漁船・ 漁具改良 取得資金	漁船資金	対象資金総額の80%以内 最高額 500万円 最低額 50万円		7年以内		割賦償還
	漁具資金	対象資金総額の80%以内 最高額 500万円 えり・落網の新設、更新 および修繕を図る場合の お資材ならびに地曳網の購 入資金については最高額 800万円 最低額 50万円		5年以内		割賦償還
経営安定資金	魚貝類 養殖漁業	対象資金総額の80%以内 最高額 400万円 最低額 50万円		2年以内		割賦償還 または 期日一括償還
	真珠 養殖漁業	対象資金総額の80%以内 最高額 400万円 最低額 50万円		3年以内		割賦償還
	水産物 加工業	対象資金総額の80%以内 最高額 600万円 最低額 50万円		2年以内		割賦償還 または 期日一括償還
漁場環境保全 対策資金	漁場環境保全 活動資金	対象資金総額の80%以内 最高額 300万円 最低額 50万円		7年以内		割賦償還
	水質汚濁 防止施設	対象資金総額の80%以内 最高額 300万円 最低額 50万円		7年以内		割賦償還
アユ不漁特別 対策資金	運 転 資 金	漁業協同組合連合会	対象資金総額の80%以内 最高額 以下のとおり 最低額 50万円	5年以内	割賦償還	
		漁業協同組合	漁業協同組合連合会、 漁業協同組合（正組員数50人以上） 最高額 3,000万円			
		水産加工業協同組合				
		漁業生産組合	漁業協同組合（正組員数50人未満） 最高額 1,500万円			
		養殖漁業者	水産加工業協同組合 最高額 700万円			
		漁船漁業者				
		水産加工業者	水産加工業者、漁業生産組合 最高額 1,000万円			
養殖漁業者、漁船漁業者 最高額 500万円						
※ただし、漁業協同組合連合会、漁業協同 組合および水産加工業協同組合以外の 者は過去3年間のアユに関連する収入を 平均した額を超えることはできない						

別表 2

貸付対象者		貸付限度額	
漁業協同組合連合会		3,000万円	ただし、第10条による転貸の承認を受けた漁業協同組合連合会はこの限りでない。
漁業協同組合 (正組合員数50人以上)		5,000万円	ただし、第10条による転貸の承認を受けた漁業協同組合はこの限りでない。
漁業協同組合 (正組合員数50人未満)		2,000万円	ただし、第10条による転貸の承認を受けた漁業協同組合はこの限りでない。
水産加工業協同組合		700万円	ただし、第10条による転貸の承認を受けた水産加工業協同組合はこの限りでない。
漁業生産組合		1,500万円	
その他	養殖漁業者	1,100万円	
	漁船漁業者	1,300万円	
	水産加工業者	1,300万円	

様式第1号

滋 賀 県 水 産 振 興 資 金 借 入 申 込 書

滋賀県水産振興資金貸付要綱第8条の規定により、下記のとおり貸付金の借り入れを申し込みます。

年 月 日

滋賀県知事 様

(〒 - )

(申請者)住 所

(電話: - - )

氏名または名称  
および代表者名

生年月日または 昭和・平成・令和 年 月 日  
設 立 年 月 日

資金の種類	資 金				
申込金額				借入希望日	年 月 日
	円				
資金使途	(具体的に内容を記入して下さい。)			事業総額	
				借入金	
				自己資金	
				その他	
償還方法	償還 年 (うち据置 年)		年 賦 ・ 半年賦 ・ 月 賦 ・ 一 括		
	年 月 日を第1回として、以後 ヵ月毎に 回の償還 1回の償還額 円 (最終回の償還額 円)				
事業概要	[過去 年の収支実績]		年 月	年 月	年 月
	収 入	漁 業	円	円	円
		漁 業 外			
		計 (a)			
	支 出 (b)				
利 益 (a)-(b)					
保 証 人	全国漁業信用基金協会兵庫支所		金 融 機 関	(株)滋賀銀行	支 店

上記、滋賀県水産振興資金の借入を希望するものは、当組合の組合員であることを証明します。

年 月 日

滋賀県知事 様

組合名および  
組 合 長 名  
発行責任者・氏名  
担当者  
連絡先  
電話番号

---

上記借入申込書につき、申込内容を審査した結果、貸付けることを適当と認めたので、滋賀県水産振興資金貸付要綱第9条第1項の規定により貸付けを実行されるよう本申込書を回付します。

年 月 日

株式会社滋賀銀行  
代表取締役

様

滋賀県知事

印

様式第2号

## 滋賀県水産振興資金事業完了報告書

先に借り受けた水産振興資金について、下記のとおり事業が完了しましたので報告します。

年 月 日

滋賀県知事

様

(申請者) 住 所

氏名または名称  
および代表者名

資 金 の 種 類		
借 入 年 月 日	年	月 日
借 入 金 額	円	
設 置 お よ び 購 入 年 月 日	年	月 日
事 業 完 了 年 月 日	年	月 日
総 事 業 費	事業計画	円
	事業実績	円

※貸付対象となった事業資金の領収書の写しを添付して下さい。

※写真も添付して下さい。